

自転車指導啓発重点路線（福山北警察署）

令和8年1月

この路線でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道での並進運転
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 一時不停止



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 ながら運転は危険！

片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。



警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

【重点路線】 国道486号， 県道加茂福山線

➤ 選定理由

- ・ 路線周辺には郊外型商業施設が多数あり、通勤・通学、買い物等での自転車利用者が多く、並進や歩道通行する自転車も多い。
- ・ 上記2路線は、小学校等の通学路となっており、歩道上における自転車と歩行者の交通事故防止を図るため。
- ・ 自転車利用者が多く通行しており、店補駐車場出入口が多数あることから、事故の発生が懸念される路線のため。

